

会議名	令和7年度 第1回 大和市青少年問題協議会
開催日時	令和7年7月1日（火） 午後2時00分から午後3時30分
開催場所	大和市役所 本庁舎 5階 研修室
出席者	古谷田会長、藤井副会長、河内委員、前田委員、向井委員、寺山委員、木内委員、丸田委員、黒田委員、森委員、佐藤委員、坂本委員、吉岡委員、小川委員、森園委員、濱田委員、篠田委員、靱山委員 以上18名
欠席者	石井委員、大本委員 以上2名
幹事	玉木こども部長、杉内あんしん福祉部長、斉藤教育部長、菊地指導室長 以上4名
事務局	こども青少年みらい課長、こども青少年育成係3名、青少年相談室長1名 以上5名
担当課	こども部 こども青少年みらい課 こども青少年育成係 TEL046-260-5224
傍聴者	0名
公開の状況	公開
会議次第	1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 委員自己紹介 4. 議題（1）令和7年度の主な青少年育成事業について （2）第53回大和市青少年健全育成大会について （3）青少年問題に関する現状報告について （4）青少年育成に関する各団体の取り組みについて （5）その他 6. 閉会
内容	質疑応答等（○…委員 ●…事務局等） 【議題】 （1）令和7年度の主な青少年育成事業について（資料1-1、資料1-2、資料1-3） 【報告事項】 ●《こども青少年みらい課》 ・資料1-1について説明。主な内容については、以下のとおり。 ・青少年健全育成都市宣言推進事業では、青少年問題協議会を、本日を含めて年2回開催、こども家庭庁が定めている11月の「秋のこどもまんなか月間」に合わせて大和市青少年健全育成大会を11月22日（土）に開催予定である。 ・放課後児童クラブ事業では、保護者の就労や疾病等により昼間、保護者がいない等の児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るものである。今年度は、市内でスポーツ活動を行っている団体などから、市立小学校に指導員を派遣し、小学校の放課後の時間を活用し、児童にスポーツの爽快感や楽しさを体感するエンジョイスportsを実施する。今年度はパイロット校にて実施・検証を行う。 ・青少年キャンプ施設管理運営事業では、青少年が野外での活動を通して自然と親しみ、親子のふれあいを深めるために、年間をとおして、泉の森ふれあいキャンプ場を開設している。 ・二十歳の祝典開催事業では、今年度は、令和8年1月12日（月祝）の成人の日において開催を予定している。民法のうえでは、成人年齢を18歳としているが、県内他市などと同様、「成人式」については、引き続き、20歳の方々を対象に、昨年度と同様、大和市スポーツセンターを会場として実施を予定している。 ・親子ふれあい推進事業では、「親子ナイトウォークラリー」を7月12日（土）に開催する。

こちらは、目印や記号が書かれた地図を手に、コース中に設けられたいくつかのクイズを解き進みながら、隠されたゴールを目指すという内容で、毎年好評の事業となっている。事業を委託する青少年指導員連絡協議会の皆様においては、今年度もご協力のほどをよろしくお願いしたい。

- ・ 青少年指導者育成支援事業では、「青少年指導員連絡協議会」、「子ども会連絡協議会」、「母親クラブ連絡協議会」の運営に対して補助金を交付しており、それぞれの団体の連携を図りながら、大和市における青少年育成事業に対して様々な協力をいただいている。
- ・ 家庭・地域教育活性化会議支援事業では、市内の9つの中学校区の団体と、それとは異なる3つの団体の運営に対して補助金を交付している。これらの団体では、青少年の非行防止やパトロールを始め、あいさつ運動や中学生と地域の方々との清掃活動など各地域の特色ある活動を通じて、中学生が地域との関わりの中で健全育成が図れるような事業を展開している。
- ・ こども体験事業では、公募により選ばれた小学5、6年生及び中学生が、今年度は、岩手県陸前高田市を訪問する。東日本大震災から14年が経過し、今年5月には震災で全壊した県指定有形文化財旧吉田家住宅主屋が復旧完成した。復興が進んだ町が伝える今を通してこれまでの道のりを振り返ることにより、災害や防災の知識を深める体験となる。宿泊の事前事後において研修を行い、11月に開催する青少年健全育成大会で活動発表を行う。

●《青少年相談室》

- ・ 資料1－2について説明。主な内容については、以下のとおり。
- ・ 基本的な姿勢として、青少年一人ひとりを尊重し、その可能性に焦点を当てて、青少年の健全育成支援に取り組んでいる。
- ・ 相談の柱は、「子どもを主体とした相談」・「学校問題を生活問題として捉える」・「子どもの未来の可能性を切り拓く」の3つを大切にして、子どもに表出した課題において環境との相互作用の中で、何が起きているのかを見極め、地域社会との関わりを通して課題の解決を図っている。
- ・ 事業体系は、相談活動、教育支援教室（まほろば教室）の運営、小学校への教育相談員の派遣、不登校児童生徒支援員の配置、非行防止活動、広報・啓発活動があり、令和4年度には、不登校特例校である引地台中学校分教室の運営が追加された。ここでは、主に入退室にかかわる手続きを行っている。
- ・ 相談活動について、学校生活、発達障害、いじめ、非行、性格・行動上の問題、対人関係、家庭関係、不登校等の様々なものがあり、スクールソーシャルワーカーや青少年心理カウンセラー、教育相談員などにより丁寧な対応を心がけている。相談は、来室相談、電話相談、オンライン相談など様々な形態で、相談者のニーズに合わせて対応している。また、青少年相談室が主催する保護者会も開催している。
- ・ 資料1－3について説明。主な内容については、以下のとおり。
- ・ 令和7年度の青少年相談室事業については、青少年相談・街頭補導事業と不登校児童生徒援助事業の2つを柱として実施している。
- ・ 相談活動では、福祉を専門とするスクールソーシャルワーカー3名と臨床心理士である青少年心理カウンセラー4名が、複雑化する課題に対して専門性を活かしながら、小学校に派遣している10名の教育相談員や県費職員である中学校のスクールカウンセラーと連携して相談活動を行っている。
- ・ 街頭補導事業では、警察のOBである青少年街頭指導員2名を中心として、青少年相談員

とともに、駅や公園等を巡回している。学校と連携し、情報を共有しながら非行防止だけでなく、子どもたちが犯罪行為等に巻き込まれないよう努めている。

- ・不登校児童生徒援助事業では、不登校の児童生徒に対して学校と連携し、一人ひとりの状況やニーズを確認しながら、複数の選択肢から適切な支援を行っている。支援が“点”でなく“線”となるように、それぞれの支援を連携させた体制づくりに取り組んでいる。また、今年度より、市内小学校 10 校に配置していた不登校児童支援員を全小学校 19 校に配置した。併せて、校内教育支援教室の設置を各校に依頼し、その運営の方向性を示すべく、『校内教育支援教室の運営の手引き』を作成・配布している。本事業においては、学校への復帰だけを目標とせず、それぞれの学びの場において、社会的自立を目指す支援を行っている。不登校児童生徒支援については、青少年相談室だけでなく、指導室所管の特別支援センターアンダンテでも対応している。

(2) 第 53 回青少年健全育成大会について

(資料 2-1、資料 2-2、資料 2-3、資料 2-4)

【報告事項】

●《こども青少年みらい課》

- ・資料 2-1 について説明。主な内容については、以下のとおり。
- ・こども家庭庁は、毎年 11 月を「秋のこどもまんなか月間」と定めており、本市においても、啓発事業を実施している。「青少年健全育成大会」もその一環として開催しており、今回で 53 回目の開催となる。
- ・主催は、大和市青少年問題協議会、大和市、大和市教育委員会であり、後援については、委員の推薦母体である各団体とさせていただきたくご協力をお願いしたい。
- ・開催日時は令和 7 年 11 月 22 日(土)午後 2 時～3 時半として、会場は昨年と同様、保健福祉センターホールでの開催を予定している。なお、本大会の司会進行には市内の市立中学校の生徒に務めていただく予定である。
- ・当日は、主催者挨拶として、本会議の会長である古谷田市長からご挨拶をいただき、来賓の紹介、主催者の紹介に続いて表彰を行う。
- ・本大会における表彰については、資料 2-2 に記載しているとおり、善い行いをした青少年を対象とした青少年善行ほう賞、資料 2-3 の青少年の健全育成に寄与をした大人を対象とした青少年育成活動推進者表彰を行う。
- ・資料 2-4 に記載しているとおり、小中学校の夏休み期間に青少年健全育成作文として応募した児童生徒の中から優秀な作文を綴った児童生徒を選考し、青少年健全育成作文集「明るくたくましく」に掲載する。
- ・なお、青少年善行ほう賞と青少年育成活動推進者表彰については、本協議会で承認を得たのち、各関係団体に推薦依頼を行い、推薦書を取りまとめる。そして、8 月中旬以降に実施を予定している表彰選考委員会において、教育長を筆頭に、市立小学校長の代表、青少年相談員連絡協議会代表、自治会連絡協議会代表、青少年指導員連絡協議会代表、子ども会連絡協議会代表、母親クラブ連絡協議会代表にて、審査を行う予定である。
- ・青少年健全育成作文については、市内の各小中高校の協力のもと募集を行う。作文集への掲載者を表彰するとともに、掲載者の代表者に作文朗読を行っていただく予定である。
- ・また、作文の朗読後に、こども体験事業の参加者が、岩手県陸前高田市での宿泊研修を通じて得た学びについて、活動発表を行うこととなっている。
- ・式の終わりには、本協議会の副会長である藤井教育長から終わりの言葉をいただいて、閉

会する予定である。

(3) 青少年問題に関する現状報告について（資料3-1、資料3-2）

【報告事項】

●《青少年相談室》

- ・資料3-1について説明。主な内容については、以下のとおり。
- ・令和6年度に受理した相談件数は、電話相談が161件、来室相談が434件、合計595件となっており、昨年度より7件減少している。ただし、これは新たに相談として受理した件数であり、前年度以前からの継続を含めると1,000件を超える案件に対応していることになる。相談は多岐にわたり、複雑化していることから、簡単に相談内容が解決することは少なく、どのケースも数年をかけて長期的に対応すべきものが多くなっている。
- ・相談内容は、「性格・行動上の問題」が最も多く、続いて、「不登校」、「学校生活」、「発達障害」の順となっている。
- ・「性格・行動上の問題」とは、発達障害などの診断は受けていないものの、コミュニケーションの苦手さや発達の課題を持つお子さんについての相談である。
- ・「不登校」については、小学校低学年の相談が増加している傾向がある。早い解決には、早期の対応が必要であり、学校と連携を図りながら、速やかに課題を整理し、本人の気持ちに即した支援を行っている。長期・固定化してしまった場合、ご家庭が支援を拒絶するようなケースにおいては、十分な支援が行き届かない。そういったご家庭にどのようにアプローチしていくかが課題となっている。
- ・対象少年の学校・職業別状況は、「小学生66.9%」、「中学生26.1%」で、その他高校生や大学生の相談も受けている。中学校のスクールカウンセラーは、県費職員であるため、市としての相談件数には計上していないため、参考として、別途実績を資料に掲載させていただいている。
- ・令和6年度の街頭補導件数は293人で、前年度308人より15人減少した。
- ・行為別状況は、「暴走行為等交通違反」による補導人数203人で、約7割を占めている。
- ・「飲酒・喫煙」による補導人数は、令和3年度、令和4年度ともに10人となっていたが、令和5年度は53人となっている。令和6度はさらに増加し59人となっており、補導の場面としては、座っているベンチの下に吸い殻が落ちている、複数人のうち一人だけが喫煙しているという状況で、喫煙の事実を否定することが多く、声の掛け方が難しいところがあるが、毅然とした態度で対応している。

○《大和警察署》

- ・資料3-2について説明。主な内容については、以下のとおり。
- ・大和警察署管内の刑法犯の認知状況については、資料の数値は4月末で、暫定値となっている。
- ・大和署管内の刑法犯の認知件数は614件、前年比で37件増加となっている。1日あたりで5.1件の発生件数である。窃盗犯が全体の75.9%を占めている。罪種別でみると、工事場ねらいや色情ねらい、また、オートバイ盗、万引きが特に増加している傾向にある。
- ・特殊詐欺については、認知件数は18件、前年度比べると8件減少、被害額は約5,800万円と、前年と比べると約1,300万円増加している。大和警察署管内の特殊詐欺の被害額は2億円を超えている状況である。最近は固定電話だけでなく、携帯電話、スマホなどに「だましの電話」がかかってくる場合が多く、被害は高齢者だけでなく、若年層にまで広がっている状況である。

- ・大和警察署管内の少年非行の概況について、刑法犯については、21 件の検挙で、5 人増加しており、少年が約 13%を占めている状況である。窃盗犯、特に万引きが増加している。軽犯罪法や廃棄物処理法など、特別法犯として 6 人を検挙、そのほか、性被害等に遭う福祉犯罪では、8 人の被疑者を検挙している。
- ・補導状況について、248 人を補導、区分としては喫煙が約 52%、深夜はいかい約 43%、この 2 種でほとんどを占めている。補導の件数は、昨年と比べて減少しているが、昨年度において非行集団を解体したことが数字に表れているのではないかと考えている。
- ・最後に、大和警察署からのお知らせについて、神奈川県警察では、「ピーガルくん安全メール」、また神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」、X（旧 Twitter）において、不審者情報、犯罪情報など地域住民の安全にかかわる情報を発信している。ぜひ皆さまにも登録をしていただき、街で何が起こっているのか知っていただきたい。“知ること”は“身構えること”につながる。「ピーガルくん安全メール」は、声かけや不審者情報、公然わいせつなどの情報をタイムリーに配信、「かながわポリス」では、「ピーガルくん安全メール」で配信された内容を確認することができる。また、そのアプリで痴漢撃退機能というものがある。もしバスや電車の中で被害に遭ったとき、声が出せない場合、画面で「痴漢です 助けてください」と表示される、そのほか防犯ブザーの機能がある。こうしたものがあることの情報提供していただきたい。

【質問・ご意見等】

○質問《委員》

- ・資料 3－1 と資料 3－2 について、保護司会の大和地区会で情報提供しても良いかうかがいたい。

●回答《青少年相談室》

- ・ご活用いただいて差し支えない。

●回答《大和警察署》

- ・情報提供で利用いただくことについては問題ない。ただ、数値は暫定値であり、確定値ではないため、若干の数値の誤差が出る可能性がある。あらかじめそのことを踏まえてご提示いただければ問題ない。

（４）青少年育成に関する各団体の取り組みについて

○《委員》

- ・5 月に開催された大和市民まつりでは、中学生のボランティアがゲームコーナーを開設し、来場した子ども達がゲームを楽しむことが恒例となっている。今年は 2 日間で 3,049 名の子ども達が遊びに来てくれた。後日、中高生ボランティアによる反省会を行ったが、古谷田市長がサプライズでご出席くださった。子どもたちは、市長と直接話ができて、意見を聞いてもらえたことがとてもうれしかったようだった。
- ・7 月 12 日（土）には、第 39 回親子ナイトウォークラリーが開催される。青少年指導員全員が参加する一大イベントとなっている。今年度は草柳小学校をスタートとして開始するものである。本日の会議には寺山校長先生にもご出席いただいているので、この場を借りてご協力に感謝申し上げたい。ナイトウォークラリーは、ゴールはシークレットとしながら、暑い時期の実施となる。毎年多くの参加申し込みがあるが、定数を設けており、145 組の応募に対し、当選が 130 組、473 名が参加を予定している。

○《委員》

- ・母親クラブ連絡協議会は、大きく3つのブロックで活動している。まずAブロックは、中央林間からつきみ野の地区において、若い方から高齢の方まで、皆さん和気あいあいと活動しており、秋にはポラリスまつりを開催している。Bブロックは南林間から鶴間、大和中央の地区であり、自治会の協力、コミセンとのタイアップの事業がある。主なものとしてMLAあいさつ運動などである。Cブロックについては、桜丘、高座渋谷地区において、桜丘学習センターや渋谷学習センターを起点とした活動を行っている。ここでは、20年にわたる伝統的な行事にも取り組んでいる。以上、それぞれのブロックで皆さん積極的に活動しており、配布している広報誌にも活動内容を整理しているのでご覧いただきたい。
- ・本協議会は、歴史が長く、最初の立ち上がりのメンバーはかなりの高齢となっているが、これからさらに進化していくという想いで頑張っているところである。

○《委員》

- ・子ども会が子どもたちの集団活動であるならば、私たち、子ども会連絡協議会は子ども会同士の集団活動を行う場となっており、子どもたちと一緒に安全で楽しい活動ができるようお手伝いをしている。お手元に配布した広報誌には、子ども会や市子連の活動のほか、大和市ジュニアリーダーズクラブの中高年を中心とした活動についても掲載しているので、ご覧いただきたい。

○《委員》

- ・市民まつりにおいては、お子様だけでなく大人の方を含めて啓発品を配布した。今年度は、併せて大和市の地図を提示して、お住まいのエリアで危険を感じる場所などにチェックをしてもらい、回答いただいた方には、お礼にクリアファイルをお渡しした。クリアファイルは、お子さんだけでなく、上の世代の方にもご好評をいただいている。
- ・普段の街頭補導活動については、18時から19時の時間帯で、駅を中心として公園などを巡回パトロールしている。中央林間駅周辺であればポラリス、大和駅周辺であればシリウスなど、最近は施設に集まる子どもたちが多く、交流の範囲が市外まで広がっているようである。交流を持ち仲良くなることは良いことだが、主にスマホでつながり、その中でやり取りが増えることで、今後子どもたちにどのような影響があるか心配である。夏の時期になると、これからお祭りなどもあるので、子どもたちの喫煙や飲酒について声かけしていきたいと思っている。

(5) その他

【連絡事項】

- 《こども青少年みらい課》
- ・資料「その他」について説明。
- ・資料その他の1について、令和7年度神奈川県青少年育成活動推進者の候補者の推薦について、県内で青少年育成活動にご尽力された方を本市の青少年問題協議会として推薦していただくものである。令和8年2月、令和7年度神奈川県青少年育成活動推進者表彰において表彰されるものである。例年、事務局のこども青少年みらい課において、事務対応を行った後、本協議会会長の決裁を受け、県へ報告しているものとなる。今年度も例年同様に事務を進めていくことをご報告する。
- ・第2回青少年問題協議会については、次第にもご提示しているとおり、9月30日（火）の開催を予定している。ご出席のほどをお願い申し上げます。